



平成25年3月13日  
内閣府（防災担当）

中央防災会議  
防災対策推進検討会議  
「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」  
(第10回)  
議事概要について

1. ワーキンググループの概要

日時：平成25年1月25日（金）17:00～19:00

場所：中央合同庁舎第5号館3階 内閣府防災A会議室

（出席者：増田主査、吉井副主査、田和、中林、林（春）、久田、平野、山崎の各委員、東京都、横浜市、（株）ローソン、日本経済団体連合会  
古屋内閣府特命担当大臣（防災）  
原田政策統括官、佐々木官房審議官 他）

2. 議事概要

「社会の安定化のための対策」について吉井副主査、中林委員より資料の説明が行われた後、各委員に御議論いただいた。「東京都地域防災計画の見直し」について東京都より資料の説明の後、質疑応答が行われた。「応急対策対処方針」について、事務局より資料の説明が行われた後、各委員に御議論いただいた。

委員からの主な意見等は次のとおり。

- 流言は情報が足りないために起こってしまうため、正しい情報でチェックすると同時に、犯罪が起きないように対策をとらないと、流言だけ抑えようと思っても難しい。
- メディアなどは今起きていることをインパクトのある強いメッセージとして伝えるので、みんな不安になる。先々の情報について半歩先でも正しい情報を流していくということが流言を抑えるためには必要。
- 世界には日本のことをよく知らないという人が圧倒的に多く、何かあれば全部東京にストーリーを還元して、シナリオを展開する。我が国あるいは日本の放送局も含めて、海外に向けて余り説明をしていないのではないかと。流言は海外ほど増幅することを考えておくことが必要。
- 都の震災復興マニュアルにおける時限的市街地は概念として魅力的だが、仮に時限の間隔が2年だとしたらどこまで投資するのか、あるいは10年だったら時限レベルで投資するに値するのかが随分変わってくるので、時間のスパンや用途を議論すべき。
- 都の被害想定は負傷者15万人という数字が出ていて、災害時要援護者を別に考えたとしても、新たに15万人の災害時要援護者が発生するという事。広域避難の話も出てきたが、神奈川、千葉、埼玉、それぞれも被災地であり、首都圏全体で都県を超えてどう対応するかが非常に重要。

- 救助体制についての都の段階的な考え方として、まず72時間というターゲットはいいと思うが、どのくらい本当にさばけるのか。避難する人もけが人もそうだが、ヘリで運べる人は相当限定的ではないか。トリアージなど、どのような作戦で多量のけが人や避難者をさばくのか。
- 都の被害想定における14万の負傷者そのものではなく、この中の重傷者をどうやってトリアージするのが重要。区市町村の地元の医師会がやることになるが、都がリーダーシップをとって訓練を行うことが重要。
- 被害想定は行政で対応できる範囲を超えており、自助・共助の推進とあるが、やはり自助しかないのではないかと。一人一人の都民が助けを求めるとして依存的になると立ち行かなくなるので、助けを求めないで済むようになることを強調しておかないとまずいのではないかと。それに向けての施策がもっとあってもいいのではないかと。
- 帰宅困難者を被害者扱いするのではなく、現場にいるボランティアと発想の転換をして、行政のできない部分、あるいは地域の共助で足りない部分へ補うという発想へ一歩踏み出すことが重要。
- 人材を養成するということは絶対必要だが、災害ボランティアコーディネーターや医療のコーディネーター、地域医療コーディネーターなど新しい名称が出てきているが、それらの人材養成はどうするのか。
- 区市町村も同じように、地域防災計画を見直すとは思いますが、それとの連携をどうするのか。
- 応急対策対処方針に遺体の取り扱いが見当たらない。遺体の確認とか身元確認というのは非常に困難を極めるため、情報の一元化とか効率的な運用を考えることが重要。
- 広域大規模災害に対しては、一般化されたものではない対処方針をつくっておかないと、いざというときに応用問題ばかりになってしまうのではないかと。首都と首都以外の大規模災害あるいは広域大規模災害を同時に考えるのは少し無理があるのではないかと。
- 首都直下地震では東京が被災地であり、現地災害対策本部と緊急災害対策本部を別置するのか近接するのかも含めて、一番有効に対応するには何かを考えるのは一般化された対処方針ではない。
- 首都中枢機能に関して、首都直下地震とそれ以外では対応の仕方が全く違ってくるのではないかと。特に国のBCPとして、非被災地が国としての業務をいかにサポートして継続するかが重要。
- 応急対策対処方針はどこをターゲットに考えるか、空間的な対象をイメージして検討するなど、政府の機能についてのトリアージも必要。被害の程度によっては自力で頑張りなさいという事態も発生し得るのが大規模地震災害ではないかと。
- 複数の都道府県で甚大な被害が出た場合、調整機能を持つのは国しかない。国のスタンス、国の振る舞いというのは非常に重要な役割を持つ。それについての応急対策対処方針が不明確ではないかと。緊急災害対策本部をどういう場合に開き、その中で国はどうするのかということが重要。
- 分野別活動方針では、国は直接動くのではなく、都道府県、市町村がいろいろなリソースを使って対応するための調整をすることが役割だと明記してもいいのではないかと。
- 首都直下の場合、南海トラフの場合と分けて違うシステムをつくるというのは非常に非効率。基本的には一元的な対応体制が確立されるべきで、それは緊急災害対策本部を設置し、国が調整の主役になる場合の仕組みなのだと定義すべき。
- 社会秩序の確保・安定として、物価供給の体制安定としか書いていないが、警察と自衛隊を投入しないと治安維持できないような場合どうするのか。また、メディア対策は、どこが仕切って情報を現地から出すのか、本部から出すのかという記載が必要。
- 国が民間のリソースを使わなければいけない場合、国が責任を持ってやりますと言っても、実際はやるようにお願いしますと言うしかない。計画が実行可能かどうかを見たときに、国がで

きること、事前に体制を整備しておかないとできないことがわかるようにしておくことが必要

- 普通の災害の場合は、要請があったから行くということが災対法の基本的な精神であり、大規模災害になったときはこれをプッシュ型でやるということは非常に大きな変更。国が前面に立って、要請の有無にかかわらずやるという姿勢だが、プッシュ型をやるためには条件整備が必要。
- 対処方針は最大限やってもできない場合に起きる限界の話や混乱が起きることを前提にいろいろな対策を立てておくことが必要だが、そのような項目が見当たらない。
- 民間が発災後の応急対応を進めるに当たっては、規制の弾力的運用が不可欠。とりわけ、東日本大震災等で一時的に規制を緩和した事例については、次に大規模災害が発生した時はほぼ自動的に認めるというような素早い対応が必要。このためには、緊急災害対策本部の民間の窓口を一本化することが必要。
- 官民協力のため、民間と政府が話し合いの場を設けて、どこが窓口になるかも決めることが必要。民は確かに頼りなのだけれども、民に納得してもらったうえで秩序ある協力をお願いすべき。
- 自助・共助の構造というのは二重構造になっており、基礎自治体に対する公助の部分が国の役割で、あらゆる資源を調整して最大限に活用することが重要。

<本件問い合わせ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

調査・企画担当	参事官	藤山 秀章
	企画官	若林 伸幸
	参事官補佐	菅原 賢
	主査	村居 治彦

TEL : 03-3501-5693 (直通) FAX : 03-3501-5199